

答 申

第1 当審査会の結論

本件審査請求は、却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人が平成31年1月30日付けで行った公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対し、岐阜市長（以下「実施機関」という。）が行った拒否決定（平成31年2月12日付け岐阜市福高第784号。以下「本件処分」という。）について、「本件処分を取り消す。」との裁決を求める。

2 審査請求の理由の要旨

審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び反論書によれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件処分の理由を「本情報公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人に係る法定後見制度に係る支援等の有無を明らかにすることとなり、特定の個人の名誉が侵害されると認められるため」としている。
- (2) しかしながら、本件処分は民法（明治29年法律第89号）第7条の後見開始の審判に関する法的理解を欠くものであり、特定の個人に係る法定後見制度に係る支援等の有無を明らかにしたとしても、特定の個人の名誉が侵害されるわけではない。民法第1条第2項の類推適用に違反しており、違法である。
- (3) 本件処分により、審査請求人は、法的権利を侵害されている。
- (4) また、審査請求人は、平成31年2月15日に市役所に立ち寄っており、審査請求書の提出は期限内に行われている。

仮に実施機関が主張するように期限を過ぎているとしてもわずか1日のことで、審査請求人に期限を明示し、具体的に声を出して教示するなどしていればこのような争いにならなかった。教示がなかったとまでは言えないが、不十分な教示で、教示手続に違法があることから審査請求は行われるのが適法である。

第3 実施機関の主張及びその理由の要旨

実施機関の主張及びその理由の要旨は、弁明書及び再弁明書によれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分については、平成31年2月12日付けで決定した。同年2月13日午後2時ごろ、福祉部福祉事務所高齢福祉課の窓口を訪ねた審査請求人に対し、同課の係長と主事の2人が応対し、直接、本件処分に係る決定通知

書（以下「決定通知書」という。）を手渡した。

- (2) 審査請求人が本件処分があったことを知った日について、審査請求書には平成31年2月15日と記載されているが、実施機関は、平成31年2月13日に審査請求人に対し決定通知書を手渡し、本件公開請求に対する諾否を通知していることから、審査請求人は、同日において、当然に本件処分があったことを知ったことになる。
- (3) 審査請求人が本件処分があったことを知った日が平成31年2月13日であるとすると、本件審査請求が提起された令和元年5月15日は審査請求期間である3か月をすでに経過している。
- (4) 以上から、本件審査請求は、審査請求期間の経過後に提起されたものであるため不適法であり、却下すべきである。
- (5) また、審査請求人が公開を求める本件公開請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）は、存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人に係る法定後見制度に係る支援等の有無を明らかにすることとなるものである。
- (6) 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条は、登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付ができる者について、成年被後見人等、成年後見人等又は成年後見監督人等の当事者、本人の四親等内の親族及びそれらの者から委任を受けた代理人等一定の者に限定しているが、当該規定の趣旨は、成年被後見人等であることを他人に知られることがプライバシー侵害に当たることから、その保護を図ることに配慮したものである。
- (7) 個人に関する情報を保護する目的は、個人の正当な権利利益の保護であり、その中核的部分はプライバシーである。そして、プライバシー侵害は、個人的人格的利益を侵害し、当該個人の社会的評価を低下させるおそれがあるもの、すなわち、当該個人の名誉が侵害されるおそれがあるものである。
- (8) よって、特定の個人に係る法定後見制度に係る支援に関する情報は、保護される必要があり、当該情報の有無を明らかにされることは、当該個人の名誉が侵害されると認められることから、本件公開請求を拒否する旨の決定をした本件処分は適法かつ適正である。

第4 当審査会の判断

1 判断の理由

- (1) 審査請求期間について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第18条第1項では、処分についての審査請求は、「処分があったことを知った日」の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない旨規定している。

この「処分があったことを知った日」とは、「処分のあったことを現実に知った日のことで、当事者が処分があったことを抽象的に知り得べ

き状態に置かれた日ではないが、社会通念上処分があったことが当事者の知り得べき状態に置かれたときは、特別の事情がない限り処分があったことを知ったものと解すべき」とされている（最高裁昭和27年11月20日第一小法廷判決）。

- (2) 実施機関は、決定通知書を平成31年2月13日に審査請求人に直接手渡したことから、同日が、審査請求人が本件処分があったことを知った日であると主張しているところ、これについて実施機関から提出された弁明書、再弁明書及び証拠書類を確認したところ、特段不合理な点は見受けられず、これを反証するほどの事実も見受けられない。
- (3) 以上から、実施機関の主張するとおり、審査請求人は、平成31年2月13日に実施機関から決定通知書を直接受け取り、本件処分があったことを知ったと認めるのが相当である。
- (4) そうすると、本件処分に係る審査請求は本件処分があったことを知った日（平成31年2月13日）の翌日から起算して3月を経過した日（令和元年5月13日）までに行う必要があったものの、本件審査請求は令和元年5月15日に実施機関において受理されており、審査請求期間を経過したものであるから、不適法である。
- (5) なお、審査請求人は、実施機関の審査請求期間の教示について縷々主張するが、決定通知書を確認するに、当該教示は法第82条第1項の規定に基づき適切に記載されており、この点、審査請求人の主張には理由がない。

2 結論

上記のとおり、本件審査請求は不適法であるから第1のとおり判断する。

3 付言

なお、仮に本件審査請求が審査請求期間において提起されていたとしても、次の理由から棄却されるべきであるので、その旨付言する。

- (1) 岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「条例」という。）に基づく公文書の公開請求があった場合において、実施機関は、条例第6条第1項第2号の規定により、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。以下同じ。）で特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの（同号アからウまでに掲げる情報を除く。以下「非開示情報」という。）が記録されている文書については、公開を拒むことができる」とされている。
- (2) そして、条例第6条の3は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなる場合で、「特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められるとき」に限り、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否するこ

とができる」と規定されている。

(3) この公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで「特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められるとき」とは、「特定の個人に係る公文書の存在を認めただけで、特定の個人が識別されうる情報のうち通常他人に知られたくない情報が明らかとなり、個人のプライバシーが侵害されるような場合をいうものと解するのが相当である」とされている（札幌地裁平成16年12月22日判決）。

(4) 本件審査請求についてみるに、本件公文書は、これが存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人に係る法定後見制度に係る支援等の有無（以下「本件情報」という。）が明らかになると認められる。

そして、本件情報は、個人に関する情報で特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるものであるから、非開示情報に該当する。加えて本件情報は、特定の個人に係る法定後見制度に係る支援等の有無であるから、これが明らかとなれば、個人のプライバシーが侵害されることは明白である。

(5) したがって、本件公文書の存否を明らかにすることは、非開示情報である本件情報を明らかにし、個人のプライバシーが侵害されると認められるため、条例第6条の3に規定する「特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められるとき」に該当する。

よって、条例第6条の3の規定に基づき、実施機関が行った本件処分は、適法かつ妥当な処分である。

(7) 以上から、本件審査請求には理由がない。

第5 審査会までの審査経緯等

平成31年	1月30日	公文書公開請求
	2月12日	実施機関による拒否決定
令和元年	5月15日	審査請求
	6月28日	実施機関による弁明
	8月9日	審査請求人による反論
	10月2日	実施機関による再弁明
令和2年	2月12日	審査会への諮問
	3月13日	審査会の開催
	3月27日	審査会の開催
	4月1日	答申

岐阜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 土田 伸也
委員 寺本 和佳子
三谷 晋
南 圭一
鷲見 進